

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月24日

鳥取市長 深 澤 義 彦

鳥取市規則第23号

通勤手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当の支給に関する規則（昭和34年鳥取市規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条に次の1号を加える。

(3) 第16条第1項第3号又は第4号の職員たる要件を欠くに至った場合

第4条第1項中「提示」を「提示又は第16条第1項第3号若しくは第4号の職員たる要件を具備していることを証明する書類の提出」に改める。

第6条中「特別急行列車等以外の交通機関をいう。以下同じ。」を「条例第9条第3項に規定する特別急行列車等（以下「特別急行列車等」という。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。」に改める。

第8条中「次項」を「次項及び第8条の3第2号」に改める。

第8条の3第1号中「(同項第1号に規定する1か月当たりの運賃相当額（以下「1か月当たりの運賃相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条第2号中「1か月当たりの運賃相当額（2以上の普通交通機関を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあつては）」を「運賃相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（普通交通機関等が2以上ある場合においては）」に改める。

第10条中「通常の通勤の経路及び方法による場合には公署を異にする異動又は在勤する公署の移転前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の通勤の実情の変更」を「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転の前よりも通勤時間、通勤距離、交通機関の数等が増加することなどの通勤の実情の変更」に、「利用しなければ通勤することが市長が定める基準に照らして困難であると認められる」を「利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認める」に改める。

第11条中「場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び市長がこれに準ずると認める住居」を「場合における転居後の住居であって、次に掲げるもの」に改め、同条に次の各号を加える。

(1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じるときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 条例第9条第3項本文に規定する直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第12条を削る。

第 13 条第 1 項及び第 2 項中「特別急行列車等」を「特別急行列車等の利用に係る特別料金等」に改め、同条第 3 項中「特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する額」を「特別料金等相当額（第 16 条の 2 第 4 項において「特別料金等相当額」という。）」に、「同項第 1 号」を「同項第 1 号及び第 2 号」に改め、「、同号ア中「価額」とあるのは「価額の 2 分の 1 に相当する額」と」及び「普通交通機関」とあるのは「特別急行列車等」と、」を削り、「特別料金等の額の 2 分の 1 に相当する」を「特別料金等の」に改め、同条を第 12 条とし、第 13 条の 2 を第 13 条とする。

第 15 条を次のように改める。

（権衡職員等の範囲）

第 15 条 条例第 9 条第 4 項の任用の事情等を考慮して市規則で定める職員は、次に掲げる職員で、特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が 60 キロメートル以上若しくは通勤時間が 90 分以上であるもの（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるものとする。

- (1) 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の住居と所在する地域を異にする公署に在勤することとなった者
- (2) 人事交流等により給料表の適用を受ける職員となった者のうち、当該適用の直前の勤務地と所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことに伴い、通勤の実情に変更を生ずる職員

第 16 条中「次に掲げる職員」の次に「（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）」を加え、同条第 1 号中「当該復帰の日後に転居する場合において、特別急行列車等を通勤のため利用する経路に変更が生じないときの当該転居後の住居及び市長がこれに準ずると認める住宅」を「特定住居」に改め、「でその利用が第 12 条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、「通常の通勤の経路及び方法による場合には当該復帰前の通勤時間より長時間の通勤時間を要することとなること等の」を「公署を異にする

異動又は在勤する公署の移転の前よりも通勤時間、通勤距離、交通機関の数等が増加することなどの」に、「利用しなければ通勤することが市長が定める基準に照らして困難であると認められるもの」を「利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの又は交通事情等に照らして通勤が困難であると市長が認めるもの」に改め、同条第2号中「配偶者」を「配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）」に、「当該住居」を「当該転居後の住居（特定住居を含む。）」に改め、「でその利用が第12条に規定する基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条第3号を同条第5号とし、同条第2号の次に次の2号を加える。

- (3) 職員又は配偶者の公署を異にする異動又は在勤する公署の移転（配偶者が職員でない場合にあつては、これらに相当するものを含む。）に伴い、配偶者と同居して満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、職員及び配偶者の通勤を考慮した地域の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該地域へ転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が90分以上であり、かつ、当該子の養育を行っているものに限る。）
- (4) 職員又は配偶者の父母（介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項に規定する要介護認定を受けている者に限る。）の介護に伴い、当該父母の住居又はその近隣の住居に転居した職員で、当該転居後の住居（当該転居の日以後に当該父母の住居又はその近隣の住居を転居する場合における当該日以後の転居後の住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（特別急行列車等を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上又は通勤時間が9

0分以上であり、かつ、当該父母の介護を行っているものに限る。)

第16条に次の1項を加える。

2 前項第1号及び第2号において「特定住居」とは、同項第1号に掲げる当該復帰又は同項第2号に規定する転居（以下この項において「事由の発生等」という。）の日以後に転居する場合における当該事由の発生等の日以後の転居後の住居（以下この項において「転居後の住居」という。）であって次に掲げるものをいう。

(1) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じないときの当該転居後の住居

(2) 通勤のため利用する特別急行列車等に係る経路に変更が生じたときの当該転居後の住居であって次に掲げるもの

ア 当該事由の発生等の直前の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「旧最寄り駅等」という。）と、当該転居後の住居から通勤する場合に利用する特別急行列車等に係る経路の起点となる駅等（イにおいて「新最寄り駅等」という。）とが、特別急行列車等に係る経路において隣接している場合における当該転居後の住居

イ アに掲げるもののほか、旧最寄り駅等と新最寄り駅等との間の特別急行列車等に係る経路の距離が60キロメートルの範囲内にある場合における当該転居後の住居

(3) 前2号に掲げる住居のほか、市長がこれらに準ずる住居であると認めるもの

第16条の2第1項中「第4項各号に掲げる」を「第4項に規定する」に、「当該各号」を「同項」に、「及び第18条」を「、第17条の2第2項第2号及び第18条」に改め、同条第2項中「離職し」を「離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が鳥取市の休日を定める条例（平成元年鳥取市条例第2号）第1条第1項に規定する鳥取市の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い鳥取市の休日でない日を含む。）に新たに給料表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし」に改め、同条第4項を次のように改める。

4 条例第9条第5項の市規則で定める通勤手当は、1か月当たりの運賃相当額等(第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除く。)、条例第9条第2項第2号に定める額(第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。)及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)の合計額(第17条の2第2項において「1か月当たりの通勤手当算出基礎額」という。)が15万円を超えるときにおける通勤手当とし、条例第9条第5項の市規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

第17条の2第2項中「普通交通機関に係る通勤手当に係る」を削り、同項第1号中「1か月当たりの運賃相当額等(第8条の3第1号に掲げる職員にあつては、1か月当たりの運賃相当額及び条例第9条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。)が55,000円」を「1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、同号ア中「当該事由に係る普通交通機関」を「当該事由に係る普通交通機関又は特別急行列車等」に、「1か月当たりの運賃相当額等が55,000円」を「1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に、「全ての普通交通機関」を「全ての普通交通機関及び特別急行列車等」に、「運賃の」を「運賃及び特別料金等の」に改め、同項第2号中「1か月当たりの運賃相当額等が55,000円」を「1か月当たりの通勤手当算出基礎額が15万円」に改め、同号ア中「及びウ」を削り、「55,000円」を「15万円」に、「支給単位期間」を「支給単位期間等」に、「普通交通機関」を「普通交通機関及び特別急行列車等」に改め、「払戻金相当額」の次に「並びに市長の定める額の合計額」を加え、同号イを削り、同号ウを同号イとし、同条第3項を削り、同条第4項中「前2項」を「前項」に改め、同項を同条第3項とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(施行日前から引き続き支給されている通勤手当に関する経過措置)

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）前から引き続き職員（鳥取市職員給与条例等の一部を改正する条例（令和7年鳥取市条例第1号）第2条の規定による改正前の鳥取市職員給与条例（以下この項において「改正前の給与条例」という。）第9条第2項第1号に規定する1か月当たりの運賃相当額（この規則による改正前の通勤手当の支給に関する規則（以下この項において「改正前の規則」という。）第8条の3第3号に掲げる職員に係るものを除き、2以上の普通交通機関（改正前の規則第6条に規定する普通交通機関をいう。第1号において同じ。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この条において「改正前の1か月当たりの運賃相当額」という。）、同項第2号に規定する額（改正前の規則第8条の3第2号に掲げる職員に係るものを除く。以下この条において「改正前の自動車等の利用に係る額」という。）及び改正前の給与条例第9条第3項第1号に規定する特別料金等の額をその支給単位期間（同条第7項に規定する支給単位期間をいう。次項において同じ。）の月数で除して得た額（2以上の新幹線鉄道等（同条第3項に規定する特別急行列車等をいう。）を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。次項第2号において「改正前の1か月当たりの特別料金等相当額」という。）の合計額が15万円を超えている職員を除く。）に支給されている通勤手当のうち次の各号に掲げるもの（施行日の前日及び施行日を含む支給単位期間等（改正前の規則第16条の2第1項に規定する支給単位期間等をいう。）に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

(1) 普通交通機関及び改正前の給与条例第9条第1項第2号に規定する自動車等に係る通勤手当（改正前の1か月当たりの運賃相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額が5万5千円を超える場合のものに限る。）

(2) 改正前の給与条例第9条第3項第1号に規定する特別急行列車等に係る通勤手当

3 前項の規定によりなお従前の例によることとされた通勤手当を支給されている職員には、当該通勤手当が支給されている間、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、

各月における当該各号に定める額（1円未満の端数がある場合にあってはその端数を切り捨てた額とし、当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合にあっては当該各号に定める額の合計額とする。）を、支給単位期間を1か月とする通勤手当として支給する。

(1) 前項第1号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1か月当たりの運賃相当額及び改正前の自動車等の利用に係る額の合計額から5万5千円を減じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 改正前の1か月当たりの特別料金等相当額から当該1か月当たりの特別料金等相当額の2分の1に相当する額（その額が2万円を超える場合にあっては、2万円）を減じて得た額

4 この規則による改正後の通勤手当の支給に関する規則（以下「改正後の規則」という。）第15条の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

5 改正後の規則第16条第1項第3号及び第4号の規定は、施行日前にこれらの号に掲げる職員となった者（これらの号に規定する当該日以降の転居をしたものを除く。）にも適用する。